

資料

訳注 晉書刑法志 (七) (未定稿)

内田智雄

其後明法掾張斐又注律、表上之、其要曰、律始於刑名者、所以定罪制也、終於諸侯者、所以畢其政也、王政布於上、諸侯奉於下、禮樂撫於中、故有三才之義焉、其相須而成、若一體焉、刑名所以經略罪法之輕重、正加減之等差、明發衆篇之多義、補其章條之不足、較舉上下綱領、其犯盜賊詐僞請賂者、則求罪於此、作役水火畜養守備之細事、皆求之作本名、告訊爲之心舌、捕繫爲之手足、斷獄爲之定罪、名例齊其制、自始及終、往而不窮、變動無常、周流四極、上下無

方、不離于法律之中也、

そののち明法掾の張裴が、さらに律に注釈をつけ、上書してこれをたてまつった。その大要は次のとおりである。律が刑名から始まっているのは、罪のおきてを定めるためである。諸侯律で終っているのは、それで政治のしめくりをつけるためである。王政が上から布かれ、諸侯が下でそれを奉じ、礼樂が中間においてやわらぎをあたえ、かくして天地人三才の精神がそなわる。それぞれが相待って完成することは、ひとつの体のようである。刑名律は罪刑の軽重のすじみちを立て、かつ刑の加減の差等をさだめ、律の諸篇におけるいろいろな意味内容を明らかにし、かつ各条文の述べつくしていないところを補ない、全篇の綱領を明らかにかけたものである。盜賊・詐偽・請贓を犯した場合は、それぞれ罪をこれらの律に求め、作役・水火・畜養・守備などこまごましたことは、みなそれらの罪を求めてそれぞれその該当する罪名を定める。告と訊とは律における心や舌であり、捕と繫とは律における手や足であり、断獄

a 明法掾。

廷尉の属官。晉書職官志では、刑罰を掌る廷尉の下に、正・監・評・律博士があり、明法掾の名は見えないが、唐六典卷十八の大理寺によると、晉の時、廷尉の下に丞・主簿・明法掾がおかれたとある。

b 張裴。

諸本はみな「裴」に作っているが、晉書註は、隋書經籍志その他が、いずれも「裴」に作っていることを証として、晉志が「裴」に作るのを誤りとし、また通典一百六十四が「張裴」に作るのは、「裴」を「裴」に誤り、「裴」をさらに誤って「裴」に作ったものとしている。なお沈家本も程樹徳も、ともに「裴」に作るべしとしている。

c 詐偽。

訳注(四)六四頁、脚注t参照。

d 請贓。

訳注(四)七〇頁、脚注g参照。

e 告と訊。

告は告劾律、訊は繫訊律の訊鞠のこと。

f 捕と繫。

捕律と繫訊律の繫囚のこと。

g 断獄。

は律において罪を定めるものであり、刑名と法例は律の規定のありかたに統一をあたえる。法の機能というものは、始から終りにおよび、往くとしてきわまることなく、変動して常がなく、四方のはてまであまねくいきわたり、上下に一定の方向のないものであるが、しかも法律の枠の内を離れないのである。

訳注(四)六五頁、脚注と参照。

其知而犯之、謂之故、意以爲然、謂之失、違忠欺

上、謂之謾、背信藏巧、謂之詐、虧禮廢節、謂之不

△宋明本には「謾」が「慢」になっている。

敬、兩訟相趣、謂之鬪、兩和相害、謂之戲、無變斬

擊、謂之賊、不意誤犯、謂之過失、逆節絕理、謂之不

道、陵上僭貴、謂之惡逆、將害未發、謂之戕、唱首先

言、謂之造意、二人對議、謂之謀、制衆建計、謂之

率、不和、謂之強、攻惡、謂之略、三人、謂之羣、取

非其物、謂之盜、貨財之利、謂之贓、凡二十者、律義

之較名也、

知つていて罪を犯すのを「故」という。意思はかくかくしかじかのつもりであったのを「失」という。忠に違ひ上を欺くのを「謾」という。信に背きわるだくみをいだくのを「詐」という。礼を欠き節義を失なうのを「不敬ⁱ」という。双方言いぶんがあつてたち向うのを「鬪」という。双方不和でなくて相手有害するのを「戲」という。格別の事情がないのに傷害を加えるのを「賊」という。意思がなくて誤つて罪を犯すのを「過失」という。節義にさからい人倫にもとるのを「不道^j」という。長上をさしこえ貴者をしのぐのを「惡逆^k」という。害を加えようとしてまだ実行に移らないのを「戕^{しやう}」という。首唱者になつて先きに言い出すのを「造意」という。一人が相談するのを「謀」という。衆人を指導し計画を立てるのを「率^{そつ}」という。合意の上でないのを「強」という。攻悪を「略」という。三人を「群」という。おのれのものでないのを取ることを「盜」という。財貨の不当利得を「贓」という。以上全部で二十のものは、それぞれ法律の意味についての定義である。

^h 意思はかくかくしかじかのつもりであつたのを。かくかくしかじかのつもりであつたが、意思に反して罪にふれるような結果が発生した場合という意。

ⁱ 不敬。漢では、天子の招きに応じなかったり、宮門の近くで天子の近臣を殺したり、天子の使者に反抗したり、天子への諫言の内容を世間にもらしたり、使者として他国にいつて天子の權威を辱しめたり、宮殿宗廟などにおいて礼を欠く行為があつたりした場合に、大不敬・不敬として罰せられた例がある。唐律では十惡のひとつで、宗廟や天子の御物を盗んだり、天子の印を偽造したり、御薬の調合を誤つたり、御舟の製作が堅固でなかつたり、天子を批判したり、勅使に反抗したりする罪と規定されている。

^j 不道。人としてありうべからざる行為をすること。漢律では大逆不道・大不敬不道などのような天子に対する罪を始めとして、天子以外のものに対する極惡無道の行為たとえば罪のないものを一家三人以上殺したりすることを不道といつたが、しかし漢律では「不道に正法なし」といわれ、どのような行為が不道に該当するかについては、明確な規定がなかった。唐律では十惡のひとつで、死罪の罪人でないものを一家三人以上殺したり、人を殺して死体をばらばらにしたり、呪術によつて人を害しようとしたりする罪に限定されている。

^k 惡逆。沈家本の漢律摭遺にも、後漢書梁竦伝に見える一例をあげるだけで、その罪の内容は明らかでない。唐律では十惡のひとつで、祖父母・父母を毆打したり、あるいは殺そうと謀つたり、伯叔父母・姑・兄・姉・外祖

父母・夫・夫の祖父母・母を殺したりする罪と規定されている。晉律では、上記の惡逆・不道・不敬が、どのような具体的内容のものであったかは明らかでない。

l 戕

戕という字は通常、殺害を意味するが、ここでは「害を加えようとしてまだ実行に移らない」段階をさしている。ただし、唐律その他にもこのような用例はまったく見当たらない。

m 二人

「二人」とあるが二人以上ということである。

n 攻惡を「略」という。

罪名としての「略」は人身を略奪することをいう。そして略は掠の仮借であろう。「攻惡」の意味は明らかでないが、吏学指南では「攻行兇惡之事」と解している。

o 三人

三人とあるが三人以上ということである。

夫律者、當慎其變、審其理、若不承用詔書、無故失之刑、當從贖、謀反之同伍、實不知情、當從刑、此故失之變也、卑與尊鬪、皆爲賊、鬪之加、兵刃水火中、不得爲戲、戲之重也、向人室廬道徑射、不得爲過、失之禁也、都城人衆中、走馬殺人、當爲賊、賊之似也、過失似賊、戲似鬪、鬪而殺傷傍人又似誤、盜傷縛守似強盜、呵人取財似受賂、囚辭所連似告劾、諸勿聽理似故縱、持質似恐獨、如此之比、皆爲無常之格也、

そもそも律というものは、その変則的なものに心をくばり、その条理を審らかにすべきである。たとえば、不承用詔書は、故罪失罪の刑を設けず贖を適用すべきであり、謀反の仲間^qは、実はその事情を知らなくても、刑を加えるべきである。これは故罪失罪における変則的なものである。卑者が尊者と「鬪」をした場合は、すべて「賊」と見なす^r。「鬪」の罪以上のものである。武器や刃^はもの^sを手にした場合や水火の中では、「戲」と

^p 不承用詔書。

訳注(四)七二頁、脚注^s参照。

^q 謀反の仲間。

本文の「同伍」ということは、宋書の王弘伝や唐律では隣り組みという意に用いており、ここでもあるいは隣り組みの意に解すべきであるかも知れないが、晋代のことが明らかでないので、しばらく上記のように訳しておいた。

^r すべて「賊」と見なす。

卑者が尊者と鬪殺傷した場合は、鬪と認めず賊殺傷と見なすという意。

認めることができない。「戲」の重い罪である。人の家屋や通路に向かって射るのは、「過」と認めることができない。「失」のうちの特に禁ぜられたものである。都城や人衆の中で、馬を走らせて人を殺すのは「賊」と見なす。「賊」とほとんどかわりのないものである。「過失」には「賊」とかわらぬ場合があり、「戲」には「闘」とかわらぬ場合があり、「闘」のとき傍らの人を殺傷するのも、「誤」とかわらぬ場合があり、盗みに入つたものが、人を傷ついたり人を縛守したりするようになった時は、「強盜」とかわらぬ場合があり、官吏が人をとがめだてて財物を取るのには、「受賂」とかわらぬ場合があり、囚人の申し立てが他人の犯罪に連及するものには、「告劾」とかわらぬ場合があり、犯罪の訴えをとりあげないことのうちには、「故縦」とかわらぬ場合があり、「持質」には「恐獮」とかわらぬ場合がある。これらのたぐいは、いずれも、一定の枠にあてはめることのできない罪の規定である。(未完)

^s 武器や刃ものを手にした場合。武器や刃ものをもって戯れて、人を殺傷した時はという意。

^t 人の家屋や通路に向かって射るのは。射て、そのため人を殺傷するという意。

^u 「過失」には「賊」とかわらぬ場合があり。

これは、過失であっても、ある特定の場合は過失と認めず、賊として取扱うということ。唐律によると、過失とは耳目思慮による注意の及び得なかった場合の、人に対する故意のない殺傷であって、その場合には、犯罪者に実刑を科せず、贖銅を徴収し、それを被害者の家に給することになっているが、奴婢が主人を過失で殺した場合は絞に処し、また子孫が祖父母父母を過失で殺した場合は、流三千里に処するなど、卑者の尊者に対する過失殺傷は、一般の過失殺傷とは区別されている。

^v 「戲」には「闘」とかわらぬ場合があり。

これは、「戲殺傷」も場合によっては「闘殺傷」として取扱うということ。唐律によると、戯れているときに、人を殺傷した場合は、故意がなくても「過失殺傷」とはならず、「戲殺傷」として「闘殺傷」の罪から二等を減じることになっている。しかし期親の尊長、外祖父母、夫、夫の祖父母を「戲殺傷」した場合は、「戲殺傷」が認められずに、「闘殺傷」の法が適用されることになっている。

^w 「闘」のとき傍らの人を殺傷するのも、「誤」とかわらぬ場合があり。

これは、「闘」の際に傍らの人を殺傷した場合は、原則として減罪しないが、ある特定の場合には「誤殺傷」

として減罪することがあるということ。唐律によると、「鬪」をしてその際、傍らの人を「誤殺傷」した場合は、「鬪殺傷」の罪をもって論ずるが、「鬪」の場合に、倒れたために傍らの人を「誤殺傷」したり、味方のものを「誤殺傷」した場合は、それぞれ二等を減ずることとしている。

x 縛守。

下文の「相手に逃げるすべのないようにさせるのは『縛守』であり」を参照。

y 官吏が人をとがめだてて財物を取るのには、「受賕」とかわらぬ場合があり。

下文の「罪名に関係しないでとがめだてするのは『呵人』であり、罪名に関係してとがめだてするのは『受賕』であり」を参照。

z 囚人の申し立てが他人の犯罪に連及するものには、「告劾」とかわらぬ場合があり。

囚人が取調べられているうちに、他人の犯罪に言及する場合がある。これは告劾として取りあげべきものではないが、ある特定の場合には告劾と同様に取扱うことを許されるということ。告劾については訳注四六五頁、脚注d参照。

a 犯罪の訴えをとりあげないことのうちには、「故縦」とかわらぬ場合があり。

他人の犯罪を訴えてきたとき、受付けも取調べもしないことは、故縦と同一ではないが、ある特定の場合には故縦と同様に取扱うということ。故縦については訳注四七四頁、脚注o参照。

b 「持質」には「恐獨」とかわらぬ場合がある。

持質と恐獨については、訳注四六三頁、脚注qおよびo参照。